

## 工事費内訳書の提出にあたり、「適正な施工確保の費用」(※注)の記載をお願いいたします！

(※注:材料費、労務費、建設業退職金共済契約に係る掛金、法定福利費、安全衛生経費)

- 令和7年12月12日以降に入札手続を開始する工事から、工事費内訳書には入札金額の内訳として、材料費、労務費、建設業退職金共済契約に係る掛金、法定福利費、安全衛生経費の記載をお願いしているところです。
- これは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)(以下、「入契法」といいます。)第12条の趣旨を踏まえたものですので、入札参加者さまにおかれましては、この内容について、適切に計上し記載をお願いいたします。
- ただし、当面の間、材料費、労務費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費について、次の1)、2)の場合は、以下の通り記載ください。※法定福利費は従前より見積の明示を求めていることから、以下取扱いの対象外となります。
  - 1) すべてを計上できない場合、「算出不能」、「計上不可」等、その旨がわかるように記載してください。
  - 2) 一部のみ計上できない場合、計上可能な分のみ記載し、「一部のみ計上」等、その旨がわかるように記載してください。
- 上記の取扱いが認められるのは、市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により算出が困難な場合に限ります。

### 【工事費内訳書(営繕工事)への記載イメージ】

#### 適正な施工確保の費用

名 称	数量	単位	金額(円)	備考
①直接工事費のうち、材料費	1	式	①*****	(一部のみ計上)
②直接工事費のうち、労務費	1	式	②*****	
③現場管理費のうち、 建設業退職金共済契約に係る掛金	1	式	③*****	
④工事原価のうち、現場労働者に係る 法定福利費の事業主負担額	1	式	④*****	
⑤工事原価のうち、安全衛生経費	1	式	⑤*****	

#### ④(法定福利費)について

- 算出可能な金額を必ず記載してください  
※金額が未記入の場合は無効の入札として取り扱います。

#### ①・②・③・⑤ について

- 「未記入」、「事項無し」は原則として無効の入札として取扱います。
- すべてを計上できない場合、「算出不能」、「計上不可」等その旨がわかるように、また、一部のみ計上できない場合はその旨記載し、計上可能な分のみ記載ください。

★記載が抜けている場合、又は様式間違い等により事項の欄がない場合は原則として無効の入札として取扱います。

ただし、令和8年3月31日までに入札手続を開始する工事に限り、材料費、労務費、建設業退職金共済契約に係る掛金、法定福利費、安全衛生経費について、記載がない場合、暫定的に無効としないこととします。

繰り返しになりますが、これは入契法第12条の趣旨を踏まえたものですので、ご理解いただき、何卒ご対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

## 工事費内訳書の参考記載例

### 工事費内訳

名 称	数量	単位	金額(円)	備考
直接工事費	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10%
工事費	1	式		

### 適正な施工確保の費用

名 称	数量	単位	金額(円)	備考
①直接工事費のうち、材料費	1	式		
②直接工事費のうち、労務費	1	式		
③現場管理費のうち、 建設業退職金共済契約に係る掛金	1	式		
④工事原価のうち、現場労働者に係る 法定福利費の事業主負担額	1	式		
⑤工事原価のうち、安全衛生経費	1	式		